## 第2章 用語の解説

### はじめに

ここでは、平成22年国勢調査の用語の解説を行うとともに、従前の国勢調査での用語及び定義との比較を行う。

本報告書における人口及び世帯数は、特に注記のない限り、「第1章 平成22年国勢調査の概要」の「調査の地域」に示す各回調査の調査地域に基づいているが、我が国に復帰する前の沖縄県においても琉球政府によって国勢調査が実施されているので、本報告書ではその公表結果を可能な限り組み入れており、また、我が国の国勢調査の用語及び定義と差異がある場合は、その点も併せて解説している。

なお、過去の調査で用いた用語については、原則として、当時の呼称をそのまま用いている。

### 1 人口の基本属性に関する用語

### 人口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時(以下「調査時」という。)の人口(昭和20年は同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口)である。

なお、人口についての定義は、昭和30年以降の調査では、調査時に調査の地域に常住している者(常住人口については、「平成22年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照)だが、25年以前の調査では、次のとおりである。

#### 昭和25年

調査した人口は「常住人口」であるが、常住の判定の基準となる居住期間を6か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査した。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査した。

なお、「現在人口」についても調査した。

#### 大正9年~昭和22年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する 方法(現在地方式)によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員 も含めた全てを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日 以内(昭和20年及び22年は2日以内)に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地に いたとみなして調査した。 昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった者及び外国人(韓国・朝鮮又は 台湾の国籍を有するものを除く。)を、22年は外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等 及び外国軍隊の軍人・軍属等を、調査の対象から除外した。

昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるといないとを問わず、 全てその家族などのいる応召前の住所で調査した。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」を集計している。

### 沖縄県の人口

沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、50年の調査から調査地域となった。 我が国に復帰する前の沖縄県の人口は、昭和40年及び45年調査では各年10月1日午前零時現 在、25年、30年及び35年調査では各年12月1日午前零時現在の人口である。

なお、昭和25年~45年の沖縄県における人口の定義は次のとおりである。

#### 昭和30年~45年

調査した人口は「常住人口」である。昭和30年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を4か月以上とし、35年以降の調査では3か月以上とした。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びその家族
- (3) 軍事施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者並びにその子となっている琉球人

#### 昭和25年

調査した人口は「現在人口」である。

また、調査の対象から除外したものは次のとおりである。

- (1) 連合国軍の将兵及び連合国軍に付属し、又は随伴する者並びにその家族
- (2) 連合国軍最高司令官が任命又は承認した使節団の構成員及びその家族
- (3) 連合国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにその家族

## 人口重心

「人口重心」とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体 として平衡を保つことのできる点をいう。

平成12年調査までは、市町村役場の位置に市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していたが、平成17年調査から、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出している。

市区町村、都道府県及び全国の人口重心は、次のとおり算出している。

### (1) 市区町村の人口重心

$$\mathbf{x} = \frac{\sum \mathbf{w}_{i} \mathbf{x}_{i} \cos(\mathbf{y}_{i})}{\sum \mathbf{w}_{i} \cos(\mathbf{y}_{i})} \qquad \mathbf{y} = \frac{\sum \mathbf{w}_{i} \mathbf{y}_{i}}{\sum \mathbf{w}_{i}}$$

x, y :人口重心の経度, 緯度

x<sub>i</sub>, y<sub>i</sub>: 基本単位区ごとの面積の中心点の経度, 緯度<sup>\*1</sup>

※1 上式の計算に用いた基本単位区の緯度,経度は、総務省統計局が保有する地理情報システムであるセンサス・マッピング・システム(CMS)に登録されている基本単位区境界情報(約2,500分の1の地形図)上で測定した。

#### (2) 都道府県の人口重心

都道府県の人口重心は、 (1) で求めた市区町村の人口重心の経度、緯度を $\mathbf{x}_i$ 、 $\mathbf{y}_i$ とし、市区町村の人口を $\mathbf{w}_i$ として (1) の計算式で算出した。

#### (3) 全国の人口重心

全国の人口重心は、 (2) で求めた都道府県の人口重心の経度、緯度を $x_i$ 、 $y_i$ とし、都道府県の人口を $w_i$ として(1)の計算式で算出した。

- (注) ・基本単位区とは、街区又は街区に準じた地域を基準とした地域単位(全国で約200万)をいう。
  - ・人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度、緯度は、「世界測地系」を用いた。平成12年までの人口重心の経度、緯度についても国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換した。
  - ・人口重心の移動距離については、国土地理院の計算式に従って算出した。

### 面積と人口密度

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた平成22年の全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院(以下「国土地理院」という。)が公表した平成22年10月1日現在の「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村の面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

本報告書には、平成22年の面積のほかに、大正9年以降の各回調査時の我が国の総面積(ただし、旧版図の樺太、朝鮮及び台湾並びに関東州及び南洋諸島の面積は含まない。)を掲載してある(第2部の「付表5 各回調査における調査地域の人口及び我が国の面積(大正9年~平成22年)」を参照)。

なお、人口密度は、各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出した。ただし、昭和25年~45年の全国の人口密度については、沖縄県を含めて算出した。 本報告書に掲載した平成17年以前の各年の面積の出所については以下のとおりである。

大正9年 大正9年国勢調査報告第1巻(内閣統計局) 大正14年 大正14年国勢調査報告第1巻(内閣統計局) 昭和5年 昭和5年国勢調査報告第1巻(内閣統計局) 昭和10年~22年 昭和10年全国市町村別面積調(内閣統計局) 昭和25年 全国市町村別面積調査(建設省地理調査所)

昭和30年 昭和30年国勢調査報告第1巻及び昭和30年国勢調査全国都道府県

郡市区町村面積改定表 (総理府統計局)

昭和35年以降 各年の全国都道府県市区町村別面積調

(建設省国土地理院(平成12年以降は国土交通省国土地理院))

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸軍参謀本部の陸地測量部の測定によるものであり、大正14年及び昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測又は修正を加えたものの面積である。

昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局が共同で陸地測量部の指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基づいて、10年3月末日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年及び25年の面積は、10年の面積を基礎とし、その後の調査地域の移動及び市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

ただし、昭和25年の面積は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の移動 の有無にかかわらず、その面積を改測し、また、10年以降において海岸線が著しく変化した 区域の市町村も改測した。

昭和30年の面積は、建設省地理調査所(現国土地理院)と総理府統計局(現総務省統計局) が終戦後修正を施した5万分の1地形図(応急修正版)上において新たに測定した30年10月 1日現在の境域による平面面積である。これ以後の昭和35年~60年の面積は、30年の面積を 基礎とし、その後の調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を逐次行ったものである。

平成2年以降の面積は、国土地理院が昭和63年10月1日時点で、2万5千分の1地形図 (国土地理院発行)上で新たに測定した昭和63年10月1日現在の境界による面積値を基礎と し、その後の異動を考慮したこれら各回調査年10月1日現在の境域による面積である。

### 沖縄県の面積

沖縄県の面積のうち昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年~45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書による。

### 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいう。

### 年齢

#### 1 年齢

年齢は、平成22年9月30日現在による満年齢である。 なお、平成22年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としている。

#### 2 平均年齢

「平均年齢」は、次のとおり算出している。

※2 平均年齢に0.5を加えるのは、国勢調査では、9月30日現在の満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)を用いて集計するためである。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、 X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から 364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分(0.5歳)を加えている。

#### 3 年齡中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいう。

### 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分している。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死別	妻又は夫と死別して独身の人
離別	妻又は夫と離別して独身の人

## 教育

#### 1 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分している。

区分	内容
卒業者	学校を卒業して、在学していない人
在学者	在学中の人
未就学者	在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校(盲学校、ろう学校、養護学校)など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く。)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まない。

#### 2 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分している。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としている。

本書では、「小学校・中学校」卒業者を「初等教育」修了者、「高校・旧中」卒業者を 「中等教育」修了者、「短大・高専」及び「大学・大学院」卒業者を「高等教育」修了者と して3区分で表章している。

区分	学校の例					
小学校・中学校	【新制】小学校 中学校 中等教育学校の前期課程					
	特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の小学部・中学部					
	【旧制】高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校					
	逓信講習所普通科 青年学校普通科 実業補習学校					
高校・旧中	【新制】高等学校の後期課程					
	特別支援学校(盲学校・ろう学校・養護学校)の高等部					
	准看護師(婦)養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者**3					
	【旧制】高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科					
	高等女学校 実業学校 (農業・工業・商業・水産学校など)					
	師範学校予科又は師範学校一部(3年修了のもの)					
	逓信講習所高等科					
	鉄道教習所中等部・普通部(昭和24年までの卒業者)					
	青年学校本科					
短大・高専	【新制】短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設					
	看護師(婦)養成所					
	【旧制】高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所					
	図書館職員養成所 高等逓信講習所本科					
大学•	大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部					
大学院	職業能力開発総合大学校の長期課程(平成 11 年 4 月以降)					
	放送学校(全科履修生,修士全科生)					

<sup>※3</sup> 平成16年までの大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による試験の合格者も含む。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数※4により、次のとおり区分している。

	学校区分		
専門学校専門課程	専門学校専門課程 新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの		
(専門学校)	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満	短大・高専	
	のもの		
専修学校高等課程	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中	
(高等専修学校)			
各種学校	新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの	短大・高専	
	中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中	

<sup>※4</sup> 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含む。外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分している。

#### 3 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「2 最終卒業学校の種類」で区分した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」「その他」の三つに区分している。

### 国籍

平成22年国勢調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について次のとおり基本集計で11区分、追加集計で35区分、190区分に分けた。

11区分 — 「韓国、朝鮮」, 「中国」, 「フィリピン」, 「タイ」, 「インドネシア」, 「ベトナム」, 「イギリス」, 「アメリカ」, 「ブラジル」, 「ペルー」, 「その他」

35区分 ―― その国籍を有するものが 2,000人以上いる国

190区分 — その国籍を有するものが1人以上いる国

平成17年以前の区分は、次のとおりである。

調査年	基本集計	特別集計※5
	11区分	34区分**6
平成17年	「韓国,朝鮮」,「中国」,「フィリピン」,「タイ」,	186区分**8
十八11十	「インドネシア」,「ベトナム」,「イギリス」,「アメ	
	リカ」,「ブラジル」,「ペルー」,「その他」	
	10区分	44区分**7
平成12年	「韓国,朝鮮」,「中国」,「フィリピン」,「タイ」,	186区分**8
	「フィリピン,タイ以外の東南アジア,南アジア」,「イ	41区分 <sup>※7</sup>
亚比7年	ギリス」,「アメリカ」,「ブラジル」,「ペルー」,	, ,,
平成7年	「その他」	180区分 <sup>※8</sup>
	6区分	31区分**7
平成2年	「韓国,朝鮮」,「中国」,「アメリカ」,「フィリピ	151区分 <sup>※8</sup>
	ン」,「東南アジア,南アジアのその他」,「その他」	
昭和60年以	4区分	
前*9	「韓国,朝鮮」,「中国」,「アメリカ」,「その他」	_

- ※5 平成17年以前は国籍を細分化した集計を特別集計で行った。
- ※6 その国籍を有する者が2,000人以上いる国。
- ※7 その国籍を有する者が1,000人以上いる国。
- ※8 その国籍を有する者が1人以上いる国。
- ※9 昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれている。

なお、二つ以上の国籍を持つ人は、次のとおり取り扱った。

調査年	国籍				
	① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人は「日本」				
昭和55年以降	② 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は、調査票の国名				
	欄に記入された国				
	調査票の国名欄の最初に記入された国				
	<昭和40年における例外>				
昭和30年~50年	調査票に記入された国の中に				
	① 韓国,朝鮮があるとき「韓国,朝鮮」				
	② 韓国、朝鮮がなく、中国があるとき「中国」				
昭和25年調査	「その他」				

# 2 世帯・家族の属性に関する用語

# 世帯の種類

昭和60年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

	重では,世帝を次のとわり「一放世帝」と「爬政寺の世帝」に区分してい 「		
区分	内容		
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでい		
	る単身者		
	ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人に		
	ついては,人数に関係なく雇主の世帯に含めている。		
	(2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単		
	身者又は下宿屋などに下宿している単身者		
	(3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住して		
	いる単身者		
施設等の世帯			
寮・寄宿舎の	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり		
学生・生徒	(世帯の単位:棟ごと)		
病院・療養所	病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり		
の入院者	(世帯の単位:棟ごと)		
社会施設の	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり		
入所者	(世帯の単位:棟ごと)		
自衛隊営舎内	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり		
居住者	(世帯の単位:中隊又は艦船ごと)		
矯正施設の	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の		
入所者	集まり(世帯の単位:建物ごと)		
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しな		
	い船舶乗組員など(世帯の単位:一人一人)		

昭和55年以前の調査では、世帯の定義は次のとおりである。

## 昭和55年

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分している。

区分	内容			
普通世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者			
	ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数			
	に関係なく全て雇主の世帯に含めている。			
準世帯	間借り・下宿などの単身者(世帯の単位:単身者一人一人)			
	会社などの独身寮の単身者(世帯の単位:単身者一人一人)			
	寮・寄宿舎の学生・生徒(世帯の単位:棟ごと)			
	病院・療養所の入院者(世帯の単位:施設ごと)			
	社会施設の入所者 (世帯の単位: 棟ごと)			
	自衛隊営舎内居住者(世帯の単位:調査単位ごと)			
	矯正施設の入所者 (世帯の単位:調査単位ごと)			
	その他(世帯の単位:一人一人)			

なお、昭和60年以降の調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、55年調査での普通世帯、準世帯との対応関係は次のとおりである。

	一 般 世 帯	施設等の世帯		
	○ 住居と生計を共にしている人の集			
普通世帯	まり			
	○ 一戸を構えて住んでいる単身者			
	○ 間借り・下宿などの単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒		
	○ 会社などの独身寮の単身者	○ 病院・療養所の入院者		
S/##- 111 ###-		○ 社会施設の入所者		
準世帯		○ 自衛隊営舎内居住者		
		○ 矯正施設の入所者		
	○ その他			

#### 昭和35年~50年

昭和35年~50年の調査における世帯の定義は、55年調査と次の点で異なっている。

- ① 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。
- ② 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者は、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者(一戸の居住者数は無関係)が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としている。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯とした。

(注) 昭和40年調査は、準世帯の内訳を調査していないため、一般世帯と施設等の世帯に区分することができない。

#### 昭和30年

昭和30年調査における世帯の定義は、35年~50年調査と次の点で異なっている。

- ① 単身の住み込みの営業使用人は全て、雇主の普通世帯に含めた。
- ② 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者は、一人一人を準世帯とせず、棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

#### 昭和25年

昭和25年調査における世帯の定義は、30年調査と次の点で異なっている。

① 単独世帯(世帯員が一人の世帯)の世帯主を「一人の準世帯」とした。 なお、昭和25年調査では、普通世帯と一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章した。

#### 大正9年~昭和22年

大正9年~昭和22年の調査における世帯の定義は、30年調査と次の点で異なっている。

- ① いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下宿主の普通世帯に含めた。
- ② 間借り自炊している単身者は間貸主とは別の普通世帯とした。
  - (注) 昭和22年以前の調査では、現在地方式によって人口を把握しているため、例えば、10月1日午前零時をはさんで旅行中の人は、旅館宿泊者の準世帯として把握している。

### 世帯の定義の変遷:大正9年~平成22年

			7 - 327		T 1/%		
区	分	大正9年 ~昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ~50年	昭和55年	昭和60年以降
単独世帯	の世帯主	普通世帯	一人の準世帯	普	通世帯	普通(単独)世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世 帯 主 の 親 族 単 身 の 同 居 人 単身の住み込みの家事使用人			普 通 世 帯			一般世帯	
単身の住み込み	5人以下の場合	_ 、	- 1/2 >= 1/		雇主の普通世帯		
営業使用人	6人以上の場合	雇 主	の普通世	t 带	まとめて一つの 準世帯 <sup>※10</sup>	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
素人下宿の	1人だけの場合	下宿主の		一人	の準世帯		一人の一般世帯
単身の下宿人 2人以上の場合		普通世帯	まとめて一つ	の準世帯 <sup>※10</sup>	一人一人を	一つの準世帯	一人一人を
間借り自炊	1人だけの場合	間貸主とは		一人	の準世帯		一人の一般世帯
する単身者 2人以上の場合		別の普通世帯	まとめて一つ	oの準世帯 <sup>※10</sup>	一人一人を一つの	の準世帯	一人一人を
下宿屋に下宿している単身者		まとめ、	てーつの準‐	世帯※10	一人一人を一つの	の準世帯	一人一人を
会社などの独身寮(寄宿舎)		まっ	-人一人を : とめてーっの準世帯 -→の準世帯			一人一人を	
学校の寄宿舎         病院・療養所         社会施設         船         旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊         矯正施			まとめ	てーつ	の 準 世 帯※10		まとめて一つの施設等の世帯 <sup>※10</sup>

※10 「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味である。

# 沖縄県の世帯

沖縄県の調査で用いた世帯の定義のうち、本土と異なるのは昭和35年調査における次の点のみである。

- ① 普通世帯と住居を共にし、生計を別にしている単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は、一人一人を一つの普通世帯とした。
- ② 準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にしている単身の家事使用人(一人一人を一つの世帯)と5人以上の下宿人及び営業使用人(まとめて一つの世帯)を含めた。

## 世帯主・世帯人員

### 1 世帯主

世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

### 2 世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分 している。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世
	帯員のみから成る世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人
	がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の 親族世帯員との関係によって、次のとおり区分している。

区分	備考
I 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
Ⅱ 核家族以外の世帯	①, ②の分類は,
(5) 夫婦と両親から成る世帯	平成7年調査から
① 夫婦と夫の親から成る世帯	用いている。
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
① 夫婦と夫の親から成る世帯	
② 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦,子供と両親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
② 夫婦,子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族(親,子供を含まない) から成る世帯	
(10) 夫婦,子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯	
(11) 夫婦, 親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯	
① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦,子供,親と他の親族から成る世帯	
① 夫婦,子供,夫の親と他の親族から成る世帯	
② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	昭和45年及び50
	年調査は(14)に含
	んでいる。
(14) 他に分類されない世帯	

(注) 平成17年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」の場合、夫婦二人のみの世帯のほか、 夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていた。

### 3世代世帯

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まない。

## 母子世帯·父子世帯

#### 1 母子世帯

未婚,死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### 2 父子世帯

未婚, 死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

#### 3 母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯をいう。

(注) 母子世帯及び父子世帯は、昭和55年調査から集計しているが、昭和55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

#### 1 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

#### 2 高齡夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計しているが、その定義は次のと おり各回調査で若干異なっている。

区分	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年	60歳以上の人一人のみの世帯
	及び60年	60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯
	及び60年	いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみ
		から成る世帯(ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主であ
		る場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又
		は祖父母である世帯)

## 外国人のいる世帯の類型

外国人のいる世帯を、次のとおり区分している。

	区分			
I 夕	I 外国人のみ			
Ⅱ 夕	Ⅱ 外国人と日本人がいる世帯			
(1) 日本人の親族がいる世帯				
	① 外国人の親族がいる世帯			
	② 外国人の親族がいない世帯			
	(2) 日本人の親族がいない世帯			

## 世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯を世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位 及び産業により分類したものであり、次のとおり区分している。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」が含まれている。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

/4	区分						
		P)谷					
I	農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯					
	(1) 農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主					
	(2) 農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者					
П	農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業					
		者の両方がいる世帯					
	(3) 農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主					
	(4) 農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者					
	(5) 非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主					
	(6) 非農林漁業・雇用者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者					
Ш	非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯					
	(7) 非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に					
		雇用者のいない世帯					
	(8) 非農林漁業・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯					
		に業主のいない世帯					
	(9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に					
	(世帯の主な就業者が業主)	雇用者のいる世帯					
	(10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯					
	(世帯の主な就業者が雇用者)	に業主のいる世帯					
IV	非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯					
V	分類不能の世帯						

# 3 住宅・居住地に関する用語

## 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容				
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画され				
	た建物の一部を含む。)				
	一戸建の住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活				
	を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住				
	宅となる。				
住宅以外	寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物				
	や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物				
	なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含む。				

# 住宅の所有の関係及び持ち家率

## 1 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分している。

区分		内容
主	世帯	「間借り」以外に居住する世帯
	持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合
		なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住
		宅などで支払が完了していない場合も含む。
	公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸
		住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
	都市再生	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村
	機構・公社	の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであ
	の借家	って、かつ給与住宅でない場合
		雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含む。
	民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公
		社の借家」及び「給与住宅」でない場合
	給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の
		都合上又は給与の一部として居住している場合
		家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りてい
		る一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間	借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公
		社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

(注) 昭和25年~50年の調査では「公営の借家」,「都市再生機構・公社の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査した。45年及び50年では「公営の借家」及び「都市再生機構・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査した。

また、昭和55年~平成12年の調査で「公団・公社の借家」として調査していたものを、平成17年 調査から「都市再生機構・公社の借家」に変更し調査している。

### 2 持ち家率

「持ち家率」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家(世帯数)の割合である。

### 延べ面積

「延べ面積」とは、各居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・ 浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事 務室など営業用の部分は延べ面積には含まない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の 場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まない。

## 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分している。

このうち共同住宅については、その建物の階数を「 $1 \cdot 2$  階建」、「 $3 \sim 5$  階建」、「 $6 \sim 10$  階建」、「11 階建以上」の4 つに区分し、平成7 年からは世帯が住んでいる階についても調査している。また、平成17年から、「11 階建以上」を「 $11 \sim 14$  階建」と「15 階建以上」に細分し、5 つに区分している。

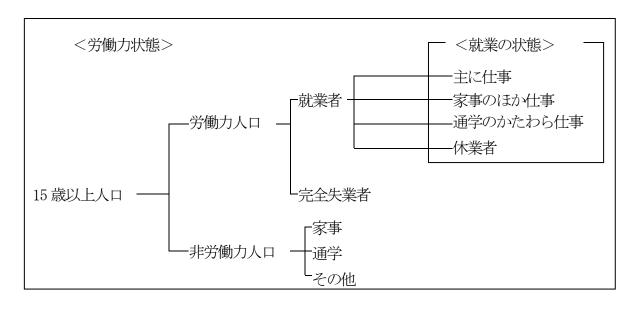
区分	内容				
一戸建	1建物が1住宅であるもの				
	なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含む。				
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、そ				
	れぞれ別々に外部への出入口をもっているもの				
	いわゆる「テラス・ハウス」も含む。				
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用している				
	ものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの				
	なお、1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含む。				
	また,建物の階数により「1・2階建」,「3~5階建」,「6~10階				
	建」,「11~14階建」,「15階建以上」の5つに区分している。				
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合				

## 4 労働・就業の状態に関する用語

## 労働力状態及び労働力率

### 1 労働力状態

「労働力状態」は、15歳以上の人について、9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分している。



	区分	内容
笑	)働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
	就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入
		(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人
		なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった
		人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とする。
		(1) 勤めている人が,病気や休暇などで休んでいても,賃金や給料をもらう
		ことになっている場合や,雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護
		休業給付金をもらうことになっている場合
		(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未
		満の場合
		また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝
		いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業
		者に含む。
	主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
	家事のほか	主に家事などをしていて、そのかたわら、例えばパートタイムでの勤め、自
	仕事	家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	通学のかた	主に通学していて、そのかたわら、例えばアルバイトなど、少しでも収入を
	わら仕事	伴う仕事をした場合
	休業者	(1) 勤めている人が,病気や休暇などで休んでいても,賃金や給料をもらう
		ことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護
		休業給付金をもらうことになっている場合
		(2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満
		の場合
	完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くこと
		が可能であって、かつ、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどし
		て積極的に仕事を探していた人
非労働力人口		調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全
		失業者以外の人(労働力状態「不詳」を除く。)
	家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
	通学※11	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合 (高齢者など)

- (注)・昭和25年以降の調査では、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はない。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について集計している。
  - ・大正9年、昭和5年及び15年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者 方式」によっている。本報告書では、15歳以上人口について、有業者は労働力人口に、無業者は非労働力人口 に相当するものとして結果数字を比較している。
- ※11 「通学」には、小学校・中学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含む。

### 2 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の 割合のことをいう。

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものである。

区分		内容
雇用者	<u>×</u>	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込み
		の家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイ
		トなど,会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で,次に
		いう「役員」でない人
正规	規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働	働者派遣事業所の	労働者派遣法(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労
派	遣社員	働者の就業条件の整備等に関する法律」) に基づく労働者派遣事
		業所に雇用され、そこから派遣されている人
/%-	ート・アルバイ	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アル
1	・その他	バイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
		(2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用さ
		れ,雇用期間の定めのある「契約社員」や,労働条件や雇用
		期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称
		で呼ばれている人
役員		会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の
		理事・監事などの役員
雇人の	りある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護
		士などで、雇人がいる人
雇人の	つない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護
		士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んで
		いる人
家族従	<b>芷業者</b>	農家や個人商店などで,農仕事や店の仕事などを手伝っている家
		族
家庭内職者		家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっており、その変遷は次のとおりである。

調査年	区分数	3区分表章での区分		
		自営業主	雇用者	家族従業者
平成22年	6区分	雇人のある業主 雇人のない業主	雇用者 正規の職員・従業員	家族従業者
		家族内職者	労働者派遣事業所の派遣社員	
			パート・アルバイト・その他	
			役員	
平成12年及び	6区分	雇人のある業主	雇用者	家族従業者
17年		雇人のない業主	常雇	
		家族内職者	臨時雇	
			役員	
昭和35年及び	6区分	雇人のある業主	雇用者	家族従業者
45年~平成7年		雇人のない業主	役員	
		家族内職者		
昭和40年	5区分	自営業主	雇用者	家族従業者
		内職者	会社などの役員	
昭和25年及び	5区分	雇用者のある業主	民間の雇用者	家族従業者
30年		雇用者のない業主	官公の雇用者	
昭和22年	4区分	個人業主	会社及び団体の役員	家族従業者
			雇用者	
昭和15年	3区分	事業主	その他の有業者	家族従業者
大正9年及び	2区分	業主	業主以外	
昭和5年				

昭和15年調査からは、3区分で時系列比較をすることが可能となっている。

昭和25年~45年の沖縄県においても、「従業上の地位」は本土の調査と同じ定義で調査したため3区分で時系列比較することが可能となっている。

## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類<sup>※12</sup>によって分類したものをいう。

平成22年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成19年11月改定)を基に再編成したもので20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成っている。

なお、産業大分類、また、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、これらの区分については、次のとおりである。

※12 調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類。また、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類。なお、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によっている。

部門	内訳			
第1次産業	A 農業,林業 B 漁業			
第2次産業	C 鉱業,採石業,砂利採取業 D 建設業 E 製造業			
F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業				
	H 運輸業, 郵便業 I 卸売業, 小売業 J 金融業, 保険業			
	K 不動産業,物品賃貸業 L 学術研究,専門・技術サービス業			
第3次産業	M 宿泊業,飲食サービス業 N 生活関連サービス業,娯楽業			
	O 教育, 学習支援業 P 医療, 福祉 Q 複合サービス事業			
	R サービス業 (他に分類されないもの)			
	S 公務(他に分類されるものを除く)			

(注) 産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3部門には含まない。

### 職業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類<sup>※3</sup>によって分類したものをいう。

平成22年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類(平成21年12月設定)を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

なお、職業大分類は、次のとおりである。

※13 調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類。また、従事 した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類。

- A 管理的職業従事者
- B 専門的·技術的職業従事者
- C 事務従事者
- D 販売従事者
- E サービス職業従事者
- F 保安職業従事者
- G 農林漁業従事者
- H 生產工程従事者
- I 輸送·機械運転従事者
- 」 建設・採掘従事者
- K 運搬・清掃・包装等従事者
- L 分類不能の職業

## 社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したもので昭和 45 年調査から 設けている。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものである。分類区分は次のとおりである。

社会経済分類	年齢	労働力 状態	職	業 2)		従業上の 地 位
		1)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	3)
1. 農林漁業者	15歳以上	1~4	G 農林漁業従事者	(35) 農業従事者	132, 133, 135	4~7
				(36)林業従事者	136~138	4~7
				(37) 漁業従事者	139~143	4~7
2. 農林漁業雇用者	15 歳以上	1~4	G 農林漁業従事者	(35) 農業従事者	132, 133, 135	1~3
				(36)林業従事者	136~138	1~3
				(37)漁業従事者	139~143	1~3
3. 会社団体役員	15 歳以上	1~4	A 管理的職業從事者	② 法人・団体役員	2, 3	4
4. 商店主	15歳以上	1~4	D 販売従事者	(23) 商品販売従事者	85, 86	4~7
			E サービス職業従事者	(31) 接客・給仕職業従事者	112	4~7
5. 工場主	15歳以上	1~4	H 生産工程従事者	(38) 製品製造·加工処理従事者(金属製品)	144~152	4, 5
				(39) 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	153~161	4, 5
				(40) 機械組立従事者	162~166	4, 5
				(41) 機械整備・修理従事者	167~171	4, 5
				(42) 製品検査従事者	172~181	4, 5
				(43) 機械検査従事者	182~186	4, 5
				(44) 生産関連・生産類以作業従事者	187, 189	4, 5
			J 建設・採掘従事者	(50) 建設・土木作業従事者	203, 205, 207,	4, 5
					210~214	
6. サービス・その他	15 歳以上	1~4	A 管理的職業従事者	(3) その他の管理が職業従事者	5	5
の事業主			B 専門的・技術的職業従事者	(8) 注務従事者	40	5
				(12) 著述家, 記者, 編集者	54	5
			C 事務従事者	(16)一般事務従事者	69~73	5
				(17) 会計事務従事者	74	5
				(18) 生産関連事務従事者	75	5
				(19) 営業・販売事務従事者	76	5
				(20) 外勤事務従事者	77~79	5
				(21) 運輸・郵便事務従事者	80, 81	5
				(22) 事務用機器操作員	82~84	5
			D 販売従事者	(23)商品販売従事者	88~90	5

社会経済分類	年齢	労働力 状態	職	業 2)		従業上の 地 位
		1)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	3)
6. サービス・その他	15 歳以上	1~4	D 販売従事者(続き)	(24) 販売類以職業従事者	91~93	5
の事業主(続き)				(25) 営業職業従事者	94~98	5
			E サービス職業従事者	(26) 家庭生活支援サービス職業従事者	100	5
				(27) 介護サービス職業従事者	101	5
				(29) 生活衛生サービス職業従事者	105~109	5
				(30) 飲食物調理従事者	110, 111	5
				(31) 接客・給仕職業従事者	113~116	5
				(32) 居住施設・ビル等管理人	117~119	5
				(33) その他のサービス職業従事者	120~125	5
			F 保安職業従事者	(34) 保安職業従事者	129~131	4, 5
			H 生産工程従事者	(44) 生産関連・生産類以作業従事者	188	4, 5
			I 輸送・機械運転従事者	(46) 自動車運転従事者	191	4, 5
				(47) 船舶・航空機運転従事者	193	4, 5
				(48) その他の輸送従事者	196, 197	4, 5
				(49) 定置・建設機械運転従業者	198~202	4, 5
			J 建設・採掘従事者	(50) 建設・土木作業従事者	204, 206, 208, 209	4, 5
				(51) 電気工事従事者	215~217	4, 5
				(52) 採掘従事者	218, 219	4, 5
			K 運搬・清掃・包装等従事者	(53) 運搬従事者	221~225	4, 5
				(54) 清掃從事者	226, 227, 229	4, 5
					228	5
				(55) 包装従事者	230	4, 5
				(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者	231	4, 5
			L分類不能の職業	(57) 分類不能の職業	232	4, 5
7. 専門職業者	15 歳以上	1~4	B 朝野的·技術的職業從事者	(4) 研究者	6, 7	1~7
				(6) 保健医療従事者	20~23	1~7
				(8) 注務従事者	38, 39	1~6
				(9) 経営・金融・保険専門職業従事者	41~44	1~7
				(10) 教員	50	1~4
8. 技術者	15歳以上	1~4	B 朝門的·技術的職業従事者	(5) 技術者	8~19	1~7
				(6) 保健医療従事者	24~35	1~7
			E サービス職業従事者	(28) 保険医療サービス職業従事者	103, 104	1~4,7
			I 輸送・機械運送に事者	(47) 船舶・航空機運転従事者	192	1~7
					194	1~4
9. 教員・宗教家	15歳以上	1~4	B 朝野的·技術的職業従事者	(7) 社会福祉専門職業従事者	36, 37	1~7
				(10) 教員	45	1~5,7
					46~49	1~4

社会経済分類	年齢	労働力 状態	職 業 2)			従業上の 地 位
		1)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	3)
9. 教員·宗教家	15歳以上	1~4	B 専門的・技術的職業従事者	(10) 教員(続き)	51	1~7
(続き)			(続き)	(11) 宗教家	52	1,3~7
				(15) その他の専門的職業従事者	64, 65	1~7
10. 文筆家・芸術家・	15歳以上	1~4	B 朝門的·技術的職業従事者	(12) 著述家, 記者, 編集者	53	1~6
芸能家				(13) 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	55~57	1~7
				(14) 音樂家,舞台芸術家	58, 59	1~7
				(15) その他の専門的職業従事者	60~63, 66, 68	1~7
11. 管理職	15歳以上	1~4	A 管理的職業從事者	(1) 管理的公務員	1	1
				(3) その他の管理が職業従事者	4, 5	1, 3, 7
12. 事務職	15歳以上	1~4	B 朝野的·技術的職業従事者	(8) 注務従事者	40	1, 3, 4, 6
				(12) 著述家, 記者, 編集者	54	1~4,6
			C 事務従事者	(16) 一般事務従事者	69~73	1~4, 6, 7
				(17) 会計事務従事者	74	1~4, 6, 7
				(18) 生産関連事務従事者	75	1~4, 6, 7
				(19) 営業・販売事務従事者	76	1~4, 6, 7
				(20) 外勤事務従事者	78, 79	1~4, 6, 7
				(21) 運輸・郵便事務従事者	80, 81	1~4, 6, 7
				(22) 事務用機器操作員	82~84	1~4, 6, 7
			I 輸送・機械運送従事者	(48) その他の輸送従事者	195	1, 2, 3, 6
13. 販売人	15歳以上	1~4	C 事務従事者	(20) 外勤事務従事者	77	1~4, 6, 7
			D 販売従事者	(23) 商品販売従事者	85, 86	1, 2, 3
					87	1~4,7
					88~90	1~4, 6, 7
				(24) 販売類以職業従事者	91~93	1~4, 6, 7
				(25) 営業職業従事者	94~98	1~4, 6, 7
14. 技能者	15歳以上	1~4	B 朝野·技術的職業従事者	(15) その他の専門的職業従事者	67	1, 2, 3
			G 農林漁業従事者	(35) 農業従事者	134	1~7
			H 生産工程従事者	(38) 製品製造·加工処理従事者(金属製品)	144~152	1, 2, 3, 6, 7
				(39) 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	153~161	1, 2, 3, 6, 7
				(40) 機械組立従事者	162~166	1, 2, 3, 6, 7
				(41) 機械整備・修理従事者	167~171	1, 2, 3, 6, 7
				(42) 製品検査従事者	172~181	1, 2, 3, 6, 7
				(43) 機械検査従事者	182~186	1, 2, 3, 6, 7
				(44) 生産関連・生産類以作業従事者	187~189	1, 2, 3, 6, 7

社会経済分類	年齢	労働力 状態				従業上の 地 位
		1)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	3)
14. 技能者(続き)	15歳以上	1~4	I 輸送・機械運転従事者	(45) 鉄道重流に事者	190	1, 2, 3
				(46) 自動車運転從事者	191	1, 2, 3, 6, 7
				(47) 船舶・航空機運転従事者	193	1, 2, 3, 6, 7
				(48) その他の輸送従事者	196, 197	1, 2, 3, 6, 7
				(49) 定置・建設機械運転従事者	198~202	1, 2, 3, 6, 7
			J 建設・採掘従事者	(50) 建設・土木作業従事者	204~209, 211	1, 3, 6, 7
					210, 214	1, 2, 3, 6, 7
				(51) 電気工事従事者	215~216	1, 3, 6, 7
					217	1, 2, 3, 6, 7
			K 運搬・清掃・包装等従事者	(55) 包装従事者	230	1, 2, 3, 6, 7
15. 労務作業者	15歳以上	1~4	J 建設・採掘従事者	(50) 建設・土木作業従事者	203, 212, 213	1, 3, 6, 7
				(52) 採掘従事者	218, 219	1, 2, 3, 6, 7
			K 運搬・清掃・包装等従事者	(53) 運搬従事者	220	1~7
					221~225	1, 2, 3, 6, 7
				(54) 清掃従事者	226, 227, 229	1, 2, 3, 6, 7
				(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者	231	1, 2, 3, 6, 7
16. 個人サービス人	15 歳以上	1~4	E サービス職業従事者	(26) 家庭生活支援サービス職業従事者	99, 100	1~4,6
				(27) 介護サービス職業従事者	101, 102	1~4, 6, 7
				(29) 生活衛生サービス職業従事者	105~109	1~4, 6, 7
				(30) 飲食物調理従事者	110, 111	1~4, 6, 7
				(31) 接客・給仕職業従事者	112	1~3
					113~116	1~4, 6, 7
				(32) 居住施設・ビル等管理人	117~119	1~4, 6, 7
				(33) その他のサービス職業従事者	120~125	1~4, 6, 7
			F 保安職業従事者	(34) 保安職業従事者	130, 131	6, 7
			K 運搬・清掃・包装等従事者	(54) 清掃従事者	228	1~4, 6, 7
17. 保安職	15歳以上	1~4	F 保安職業従事者	(34) 保安職業従事者	126~131	1, 2, 3
18. 内職者	15歳以上	1~3	C 事務従事者	(16) 一般事務従事者	73	8
			H 生産工程従事者	(38) 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	152	8
				(39) 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	154~161	8
				(40) 機械組立従事者	162~166	8
				(42)製品検査従事者	172~181	8
				(43) 機械検査従事者	182~186	8
				(44) 生産関連・生産類以作業従事者	187, 189	8
			K 運搬・清掃・包装等従事者	(55) 包装従事者	230	8

社会経済分類	年齢	労働力 状態	職	職 業 2)		従業上の 地 位
		1)	大 分 類	中 分 類	小 分 類	3)
18. 内職者(続き)	15 歳以上	1~3	L分類不能の職業	(57) 分類不能の職業	232	8
19. 学生生徒	15歳以上	7	-	-	-	-
20. 家事従事者	15歳以上	6	-	-	-	-
21. その他の15歳	15歳以上	5, 8	-	-	-	-
以上非就業者						
22.15 歳未満の者	15 歳未満	-	-	-	_	-
23. 分類不能	15歳以上	不詳	L分類不能の職業	(57) 分類不能の職業	232	1, 2, 3, 6, 7
	及び					
	年齡不詳					

1) 労働力状態

 ・エに任事
 5 完全失業者

 2 家事のほか仕事
 6 家事

 3 通学のかたこと
 6

 3 通学のかたわら仕事 7 通学 4 休業者 8 その他

2) 職業分類

職業分類の項目番号は「参考9 職業分類」参照

3) 従業上の地位

 3) (本来上の地位

 1 正規の職員・従業員
 5 雇人のある業主

 2 労働者派遣事業所の派遣社員
 6 雇人のない業主

 3 パート・アルバイト・その他
 7 家族従業者

 4 役員
 8 家庭内職者

## 5 世帯の移動に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6つに区分している。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいう。平成22年調査では、17年10月1日(前回調査時)にふだん居住していた市区町村(5歳未満の者については、出生後ふだん居住していた市区町村)について調査し、次のとおり区分している。

また,5年前には当該市区町村に居住していたが,調査時には他の市区町村に居住していた人は,他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章している。

なお、平成17年以前の調査では5歳以上の人のみを調査していたが、平成22年調査から5歳未満の人についても出生後ふだん住んでいた場所を調査し、区分している。

区分	内容
現住所	調査時における常住地と同じ場所
国内	日本国内
自市区町村内	調査時における常住地と同じ市町村 (20大都市の場合は同じ区)
自市内他区	20大都市(東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、
	さいたま市,千葉市,横浜市,川崎市,相模原市,新潟市,静岡市,
	浜松市,名古屋市,京都市,大阪市,堺市,神戸市,岡山市,広島
	市、北九州市及び福岡市)について、同じ市又は東京都特別区の他の
	区
県内他市区町村	同じ都道府県内の他の市区町村
他県	他の都道府県
転入(国外から)	日本以外

# 世帯の移動類型

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、次のとおり区分している。

なお、平成17年以前の調査では5歳以上の人のみを調査していたが、平成22年調査から5歳未満の人についても出生後ふだん住んでいた場所を調査し、区分している。

	区分	内容
1.	全世帯員が移動の世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
	(1) 全世帯員の5年前の常住	全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村
	市区町村が同一の世帯	である世帯
	(2) 一部世帯員の5年前の常	全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち,
	住市区町村が異なる世帯	5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村
		と異なる世帯員がいる世帯
2.	一部世帯員が移動の世帯	一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯
3.	世帯員の移動者がない世帯	全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯

### 6 従業地・通学地に関する用語

### 通勤者 · 通学者

#### 1 通勤者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所(自宅)と異なる就業者をいう。

#### 2 通学者

通学者とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、 予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。また、 ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人に ついては、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

## 従業地•通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分している。

	区分	内容
自市区	町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
	自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業
		場などである場合
		(1) 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの
		従業員などの従業先はここに含む。
		(2) 農林漁家の人で,自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場
		合, 自営の大工, 左官などが自宅を離れて仕事をしている場合
		もここに含む。
	自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以
		外の場合
他市区	町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合
		これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものである。
	自市内他区	常住地が20大都市※4にある人で,同じ市又は東京都特別区内の他
		の区に従業地・通学地がある場合
	県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
	他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

※14 東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

(注) ・他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に 常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業 地・通学地への流入人口を示すものとなっている。ここでいう従業地とは、就業者が従業している場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

- ・従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。
- ・「従業地・通学地」は、昭和30年調査では、就業者についてのみ、事業所の所在地(従業地)を調査して おり、通学地の調査をしていない。また、昭和35年以降の調査は、従業地、通学地共に調査しているが、 35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別していない。

### 夜間人口、昼間人口及び昼夜間人口比率

1 常住地による人口(夜間人口)

調査時に調査の地域に常住している人口である。

2 従業地・通学地による人口(昼間人口)

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出している人口である。

「例:A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口=A市の夜間人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみな して昼間人口に含んでいる。ただし、昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮し ていない。

3 昼夜間人口比率

「昼夜間人口比率」とは、夜間人口100人当たりの昼間人口の比率のことをいう。

(注) 昼間人口は昭和35年調査から算出しているが、35年及び40年調査では、通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の人に限っており、この点が昭和45年調査以降と異なっている。また、昭和55年調査から平成17年調査まで、従業地・通学地の集計では、年齢不詳の者を集計対象から外している。平成22年調査では年齢不詳の者も集計対象とした。

## 利用交通手段

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分している。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はその全ての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計している。

	<u> </u>	
	区分	内容
1	徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2	鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場
		合
3	乗合バス	乗合バス(トロリーバスを含む。)を利用している場合
4	勤め先・	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
7	学校のバス	
5	自家用車	自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む。)を利用している場合
6	ハイヤー・	ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇い上げのハイヤー・タク
2	タクシー	シーを利用している場合も含む。)
7	オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8	自転車	自転車を利用している場合
9	その他	船・ロープウェイなど,上記以外の交通手段を利用している場合

## 従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分するもので昭和60年調査から設けている。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者が通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出掛けた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分している。

	区分	内容	備考
通勤	・通学者のみの世帯	世帯員の全てが通勤・通学者である世帯	
	通勤者のみ	世帯員の全てが通勤者である世帯	この3つの分類
	通学者のみ	世帯員の全てが通学者である世帯	は,平成2年調査
	通勤者と通学者の	世帯員に通勤者、通学者共にいる世帯	から用いている。
	いる世帯		
その	他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯	
通勤	高齢者のみ	65 歳以上の人のみ	
	古松孝し幼田のひ	65 歳以上の人と6歳未満の人のみ	
学	高齢者と幼児と女	65 歳以上の人と6歳未満の人と6~64歳	
以外外	性のみ	の女性のみ	
通学者以外の世帯員の構成	高齢者と女性のみ	65 歳以上の人と6~64 歳の女性のみ	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	幼児のみ	6歳未満の人のみ	昭和60年調査は,
の 構			「その他」に含ん
成			でいる。
	幼児と女性のみ	6歳未満の人と6~64歳の女性のみ	
	女性のみ	6~64歳の女性のみ	
	その他	上記以外	

### 7 地域区分に関する用語

## 都道府県 · 市区町村

#### 1 都道府県

国勢調査実施日(10月1日)現在の境界による,各都道府県,各市町村,東京特別区部の各区及び政令指定都市の各区の区域をいう。

#### 2 旧市区町村

平成22年調査から、一部の統計表については、「平成の大合併」以前の結果との比較の 便に資するため、平成12年10月1日現在の都道府県、市区町村の境界に合わせて組み替え た人口も掲載している。

### 大都市

「大都市」とは、政令指定都市及び東京都特別区部をいう。

平成22年調査では、東京都特別区部及び札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、<u>相模原</u>、新潟、静岡、<u>浜松</u>、名古屋、京都、大阪、<u>堺</u>、神戸、<u>岡山</u>、広島、北九州、福岡の各市が該当し、これを20大都市として表章した(下線部分は平成22年に新たに設定)。

### 大都市圏・都市圏とその中心市・周辺市町村

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定した 統計上の地域区分であり、中心市及びこれに社会・経済的に結合している周辺市町村によって構成した地域である。

「大都市圏」は、昭和35年調査から、各回の調査ごとに従業地・通学地の集計結果を基に設定しており、「都市圏」は50年調査から設定している。

大都市圏・都市圏の「中心市」と「周辺市町村」は、昭和50年調査以降、以下の基準により設定している。

#### 1 中心市

大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市としている。

ただし、中心市が互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せず、 その地域を統合して一つの大都市圏としています(例:関東大都市圏)。

都市圏の「中心市」は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市としている。

#### 2 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ中心市と連接している市町村としている。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」としている。

以上の基準に基づき設定した平成22年調査における「大都市圏・都市圏」とその「中心市」

## は、次のとおり。(ゴシック部分は平成22年に新たに大都市圏、都市圏及び中心市として設定)。

199 DC 2 C 49 20 ( 2 2 2 A	->>  ->>  ->>  ->>  ->>  ->>  ->>  ->>
大都市圏	中心市
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、
	東京都特別区部,
	横浜市,川崎市,
	相模原市
新潟大都市圏	新潟市
静岡・浜松大都市圏	静岡市,浜松市
中京大都市圏	名古屋市
近畿大都市圏	京都市, 大阪市,
	<b>堺市</b> ,神戸市
岡山大都市圏	岡山市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市,福岡市

都市圏	中心市
宇都宮都市圏	宇都宮市
松山都市圏	松山市
熊本都市圏	熊本市
鹿児島都市圏	鹿児島市

大都市圏・都市圏を構成する市町村については、「参考7 大都市圏・都市圏を構成する市区町村及び距離帯」を参照のこと。

大都市圏の中心市の設定基準の推移は次のとおり。

調査年	設定基準
昭和50年以降	現行の基準(東京都特別区部及び政令指定都市。ただし、中心市が
	互いに近接している場合には、それぞれについて大都市圏を設定せ
	ず、その地域を統合して一つの大都市圏)
昭和45年	人口 50 万以上の市
昭和40年	人口 100 万以上の市(ただし,人口 100 万以上の市と同一都道府県
	内に人口 50 万以上の市が存在している場合は,これら人口 50 万以
	上の市も中心市としています。)
昭和35年	人口 60 万以上の市

なお、各大都市圏・都市圏の集計は、その全域だけでなく、中心市と周辺市町村の別にも集計を行っている。

大都市圏の中各回調査の大都市圏の名称及び中心市の変遷は次のとおり。

		国勢調査の実施年										
大都市圏の名称	中心市	昭和 35年	昭和 40年	昭和 45年	昭和 50年	昭和 55年	昭和 60年	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年
<b>立</b> 汇 上 柳 十 岡	東京都特別区部	0	0	0	0	0	0	0				
京浜大都市圏 (平成2年まで)	横浜市	0	0	0	0	0	0	0				
(十)从 2 十 よ ( )	川崎市	0	0	0	0	0	0	0				
	東京都特別区部							0	0	0		
京浜葉大都市圏	横浜市							0	0	0		
(平成7年から12年まで)	川崎市							0	0	0		
	千葉市							Δ	0	0		
	東京都特別区部									0	0	0
	横浜市	ļ								0	0	0
関東大都市圏	川崎市									0	0	0
(平成17年から)	千葉市									0	0	0
	さいたま市									Δ	0	0
	相模原市 名古屋市	_	_	_	_	_	_			_	_	0
中京大都市圏		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京阪神大都市圏	大阪市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(平成17年まで)	神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1/2/21/10/17)	尼崎市		0	0								
	堺市			0								
	東大阪市			0								
	京都市											0
近畿大都市圏	大阪市											0
(平成22年から)	神戸市											0
	堺市											0
	北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州・福岡大都市圏	福岡市	$\circ$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌大都市圏	札幌市	Ü		0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台大都市圏	仙台市			0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島大都市圏	広島市			0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡大都市圏 (平成17年のみ)	静岡市			Ŭ	Ü	Ü	Ü	Ü	Ü	Ŭ	0	Ŭ
静岡・浜松大都市圏	静岡県											0
(平成22年から)	浜松市											0
新潟大都市圏	新潟市											0
岡山大都市圏	岡山市											0

<sup>(</sup>注) △は参考値として別掲で表章。

## キロ圏・距離帯

旧東京都庁(東京都千代田区),大阪市役所(大阪市北区),名古屋市役所(名古屋市中区)を中心とする一定の半径の円内に含まれる町丁・字等の地域を合わせて,それぞれ東京70キロ圏,大阪50キロ圏,名古屋50キロ圏を設定し,それぞれの圏内を,幅10キロメートルごとに0~10キロ,10~20キロ,・・・・の同心円状の距離帯に区分している。

なお、平成17年調査では、基本単位区を単位として「キロ圏・距離帯」を設定していた。

キロ圏・距離帯の設定単位の推移は次のとおり。

調査年	設定単位		
平成12年以前	市区町村		
平成17年	基本単位区		
平成22年	町丁・字等		

### 人口集中地区

人口集中地区は、町村合併促進法(昭和28年法律第258号)及び新市町村建設促進法(昭和31年法律第164号)による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査(沖縄県は昭和45年国勢調査)から新たに設定した。人口集中地区設定の基礎的な地域単位は、平成2年までは国勢調査調査区、7年からは基本単位区である。

平成22年の「人口集中地区」は以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成22年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区 (原則として人口密度が 1 km²当たり 4,000人以上) が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成22年国勢調査時に5,000人※5以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

- (注) 人口集中地区の面積は、総務省統計局センサス・マッピング・システム (CMS) により、調査区地図 の基本単位区境界線を個々に入力して各基本単位区の面積を測定し、これを合計したものである。
- ※15 昭和35年及び40年の国勢調査の人口集中地区の中には人口5,000人に満たないものがあるが、これは、 両年の人口集中地区の設定に当たって、35年及び40年の国勢調査人口ではなく、それぞれの前年の10月1 日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

## 人口集中地区符号

同一市区町村に2か所以上の人口集中地区が設定されている場合は、人口の多い準に、I、II、III・・・・・の符号でそれぞれの人口集中地区を表示している。

## 準人口集中地区

「準人口集中地区」とは、市区町村の境域内で、人口集中地区と同じ基準で人口密度の高い 基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が3,000人以上5,000人未満の 地域である。

# 連合人口集中地区

人口集中地区は、東京都特別区部及び政令指定都市の場合、各区ごとに設定されているが、 この各区単位の人口集中地区のうち、各区の境界をはさんで地理的に連接している人口集中地 区をまとめて一つの地域単位としたものである。昭和35年以降の各年国勢調査における東京都 特別区部及び政令指定都市の人口集中地区数の算出は、この連合人口集中地区によっている。

## 都市計画の地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用,都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画(都市計画)で定められた区域であり,都市計画法(昭和43年法律第100号)及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいう。

都市計画による地域区分を基に、調査区を以下のとおり区分した。

			区分	
	計画区域			
I	市街化区域			
	うち用途地域	1 工業区域	(1) 工業A区域	① 工業専用地域
				② 工業専用地域とその他
				③ 工業地域
				④ 工業地域とその他
			(2) 工業B区域	⑤ 準工業地域
				⑥ 準工業地域とその他
		2 商業区域	(1) 商業A区域	⑦ 商業地域
				⑧ 商業地域とその他
			(2) 商業B地域	⑨ 近隣商業地域
				⑩ 近隣商業地域とその他
		3 住居区域	(1) 住居地域	① 準住居地域
				② 第二種住居地域
				③ 第一種住居地域
				④ 住居地域混合
				15 住居地域とその他
			(2) 中高層住居	16 第二種中高層住居専用地域
			専用地域	① 第一種中高層住居専用地域
			\$7.1. <u></u>	⑧ 中高層住居専用地域混合
				19 中高層住居専用地域とその他
			(3) 低層住居	② 第二種低層住居専用地域
			専用地域	② 第一種低層住居専用地域
			\$7.1. <u></u>	② 低層住居専用地域混合
T	I 市街化調整区域		l	O MARKET TO THE SAME
	I 非線引きの区域 ※16			
"	うち用途地域	1 工業区域	(1) 工業A区城	① 工業専用地域
	) SI IARAHAN	1 1,7,53,7	(1) 13811234	② 工業専用地域とその他
				③ 工業地域
				④ 工業地域とその他
			(2) 工業B区域	⑤ 準工業地域
			(2) 1,70,000	⑥ 準工業地域とその他
		2 商業区域	(1) 商業A区域	② 商業地域
		2 PURKERY	(1) PEDELLESSI	⑧ 商業地域とその他
			(2) 商業B地域	<i>⑨ 近隣苗業地域</i>
			(2) PEDEDIUM	<b>の 近隣商業地域とその他</b>
		3 住居区域		<b>の準住居地域</b>
			(1) 江泊地域	②第二種住居地域
				③ 第一種正居地域
				<i>函 住居地域混合</i>
				⑤ 住居地域とその他
			(0) 水管层外层	
			(2) 中高層住居 東田地域	16 第二種中局層住居専用地域 20 第二種中毒展介足専用地域
			専用地域	<i>即第一種中高層住居専用地域</i>
				18 中高層住居専用地域混合
			(a) MED-0	19 中高層住居専用地域とその他
			(3) 低層住居	② 第二種氏層住居専用地域
			専用地域	② 第一種低層住居専用地域
				② 低層住居専用地域混合
	計画区域以外の区域			

※16 平成22年調査から非線引きの区域のうちの用途地域について、地域区分を基に調査区を区分した。

# 各区分の定義は以下のとおりである。

区分	内容
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先
	的かつ計画的に市街化を図るべき区域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進
	するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる
	内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進
	を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める
	地域
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
第二種中高層住居専用地	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定
域	める地域
第一種中高層住居専用地	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
域	
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定め
	る地域
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域